様式第５号（第８条第１項関係）

下水道工事店指定申請書

年　　月　　日

盛岡市上下水道事業管理者　様

　　　　　　　　　　　　　　申請者

郵便番号

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

電話番号

ＦＡＸ番号

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

盛岡市指定下水道工事店の指定を受けたいので、盛岡市下水道条例（以下「条例」という。）第７条の２第１項の規定により、次のとおり申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事　業　所 | 所在地 |  |
| 名　称  （屋号） | 固定電話  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　携帯電話 |
| 添　　　付　　　書　　　類 | １　住民票記載事項証明書又は印鑑登録証明書（法人にあっては、履歴事項全部証明書（商業・法人登記簿謄本）、定款の写し及び代表者の住民票記載事項証明書又は印鑑登録証明書）  ２　経歴書（法人にあっては、代表者の経歴書）  ３　条例第７条の３第１項第５号ア及びイに該当しないことを誓約する書類（法人にあっては、役員全員の同号のア及びイに該当しないことを誓約する書類）  ４　事業所の写真、平面図及び付近の見取図  ５　専属する排水設備工事責任技術者の名簿、当該排水設備工事責任技術者に係る排水設備工事責任技術者証の写し及び当該排水設備工事責任技術者との雇用関係を証する書類  ６　設備器材の調書  ７　岩手県内のいずれかの市町村において水道法第16条の２第１項の指定を受けていることを証する書類の写し（盛岡市においてこの指定を受けている場合を除く。）  ８　その他、盛岡市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める書類  ※附則  ・条例第７条の２第１項…第７条に規定する指定を受けようとする者は、図書を添付して管理者に申請しなければならない。  ・条例第７条の３第１項第５号ア…心身の故障により排水設備等の工事の事業を適正に行うことができない者として管理者が定めるもの  ・盛岡市下水道条例施行規程第８条の２…条例第７条の３第１項第５号アの管理者が定める者は、精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者とする。  ・条例第７条の３第１項第５号イ…破産手続開始決定を受けて復権を得ない者 | |

（産業規格ＪＩＳ　Ａ４）